

「八幡平農業振興地域整備計画」 定期見直しについて

☑農業振興地域整備計画（通称：農振）とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地を確保して長期的な農業振興を図るための計画です。

☑定期見直しとは

市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、概ね5年ごとに農業振興地域整備計画の全体的な見直し（定期見直し）を行っており、次回の見直しを令和9年度に予定しています。

☞住宅建設や事業開発を行う場合
計画変更の手続き（農振除外）が必要となります。

■ 計画変更の受付を下記のとおり行います ■

	令和9年度 「定期見直し」	令和8年度 「随時見直し」
該当者	「令和10年度から5年以内」に住宅建設や事業開発などによる農地転用手続きを予定している方	「令和9年度中」に住宅建設や事業開発などによる農地転用手続きを予定している方
受付期間	令和8年10月1日(木) ～令和9年3月31日(水)	令和8年9月1日(火) ～令和8年9月30日(水)
農振除外手続き 完了時期 (予定)	令和10年3月31日(金)	令和9年3月31(水)
	農振除外完了後、農地転用手続き等を行ってください。	
申出書類	農林課窓口で配布もしくは市ホームページに掲載しています。	

“令和9年度は「随時見直し」の受付を行いません。”

◎提出先/お問合せ先

八幡平市役所 産業建設部 農林課 農政推進係（本庁舎2階）
電話番号 0195-74-2111